

広報 たかはた

1
NO.1023

迎春



Topic

- 02 謹賀新年 新年のごあいさつ
- 04 民生委員・児童委員はあなたの身近な相談員です
- 08 町・県民税の申告をお願いします
- 32 わらじみこし祭り・お斎灯焼き

人口と世帯数

12月1日現在	
人口	23,177人
男	11,321人
女	11,856人
世帯数	7,677世帯



2020年(令和2年)

謹賀新年

新年のごあいさつ



高島町議会議長
近野 誠



高島町長
寒河江 信

明けましておめでとうございます。昨年8月、町議会議員の選挙があり、町民の皆様から議会活動に対しまして、特段のご理解とご支援、ご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

また10月には、大型で強い台風19号により東日本を中心に甚大な被害となり、当町でも観測史上最大の降雨量を記録し、道路損壊や河川、水路からの越水等による住宅浸水被害が発生しました。被災された皆様

明けましておめでとうございます。旧年中は、町政各般にわたる諸事業を関係各位のご支援により順調に進めることができましたことに、心から感謝申し上げます。

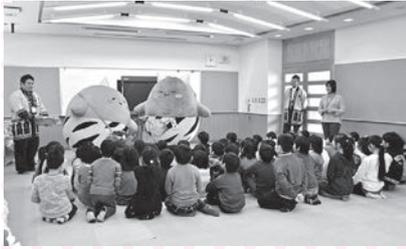
昨年10月に発生した台風19号により、当町は大きな被害を受けました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興のため、関係各課を中心に、国や県と連携を取りながら全力で取り組んで参ります。

心からお見舞いを申し上げます。令和になり初めてとなる新年を迎え、議会といたしましては、町民全体の代表者であることを心し、町民の皆様の負託に応えるべく決意を新たにしているところです。

結びに、新しい年が町民の皆様にとりまして、災害のない穏やかで希望に満ちた輝かしい一年となりますことをご祈念申し上げます、新年にあたりましてのあいさつといたします。

さて、今年の町政運営につきまして、子どもや若い世代への応援、当町の特徴を活かした産業への支援、安全安心につながる社会基盤の整備、そして、町民の視点に立ったムダのない効率的な財政運営の視点を持ち、一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちづくりを進めていきます。

本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のあいさつといたします。



た かつき・はたつき宛に年賀状をくれた人の中から抽選で選ばれた鶴岡市立あさひ小学校をたかつき・はたつきが訪問しました。



毎 年1月に行われる新春顔合わせ会。各企業の代表や行政関係者などが参加しました。

昨年のお話
ピックアップ



浜 田広介記念館が開館30周年を迎え、6月には記念のオペラが上演されました。



改 元の年となった昨年。改元の日にあわせて入籍したカップルを広報でご紹介しました。末永くお幸せに！



4 月には、東北自動車道南陽高島IC～山形上山ICが開通しました。



台 風19号は町内に大きな爪あとを残しました。住宅浸水などの被害が深刻なものとなりました。



7 月には新町立図書館（上）、屋内遊戯場「もっくる」（右）がオープンし新たな交流・子育ての拠点として多くの人に足を運んでもらいました。



今年の子年 

ねずみは、干支の順番では「一番」。トップバッターの子年にあやかって、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では、表彰台の「一番」上で、「一番」輝くメダルを手にする日本人選手を多く見たいものです。



12 月放送のCM大賞は見事大賞を受賞しました！詳細は本誌22ページをご覧ください。



11 月に行われた全日本競歩高島大会では、川野選手が日本新記録で五輪内定を勝ち取りました！

民生委員・児童委員は あなたの身近な相談員です

木村忠広 会長



委員や関係機関との連携を密にし、地域住民のみなさんの身近な相談相手としてお手伝いしていきたいと思ひます。
お気軽にご相談ください。

令和元年12月1日

民生委員・児童委員 一斉改選

12月1日付で71人の民生委員・児童委員が新しく選任されました。

これから3年間、それぞれの担当地区で活動するみなさんを紹介しまします。

民生委員・児童委員
をご存知ですか？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。住民の立場に立って相談を受けたり、必要な支援を行ったりしてまします。

すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもにかかわる相談も行っています。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、妊産婦や子どもに関する支援活動等を専門に行う主任児童委員がいます。

こんな活動を
しています

Ⅱ 民生委員・児童委員 Ⅱ

○ 福祉に関する心配事や相談を受け、解決のお手伝い

○ ひどい暮らし等の高齢者への声かけ・安否確認などの見守り活動や支援が必要な世帯の状況把握

○ 福祉に関する情報提供や関係行政機関などへの連絡

○ 主任児童委員 Ⅱ

○ 児童福祉関係機関との連携・協力

○ 児童委員との連携による、問題を抱える児童・家庭などへの相談援助

▼ 問合せ先／町福祉こども課 地域福祉係

☎ 3564

長い間ありがとうございました

(退任される34人のみなさんです)

後藤 信一さん (旭町)
伊藤 秀夫さん (安久津一・安久津二)
小梁川 さつ子さん (鳥居町)
本田 正子さん (駄子町)
湯川 得成さん (弥生町の一部)
森谷 豊さん (蛭沢・入蛭沢)
大河原 茂さん (小郡山・高安)
神保 良子さん (上宿)
佐藤 正良さん (下宿・田沢)
島津 永雄さん (筋)
市川 幸子さん (中)
竹田 秀一さん (時沢・野手倉)
齋藤 正さん (大笹生・日向・細越・山越)
新江 眞佐子さん (根岸)
原田 利憲さん (竹上・竹中・竹下・竹向)
八巻 栄子さん (深上・西館・中組・砂押)
岡崎 百合子さん (大新・中才)
金子 秀次さん (東本町・西本町・川沼)

関 澄夫さん (三条目)
笹原 逸郎さん (相森)
大越 敏美さん (亀岡一・亀岡二・亀岡三・文殊ヶ丘)
渡部 正弘さん (亀岡四・入生田北)
小平 清秋さん (海上小倉・立石)
白石 久美さん (元和田北・元和田西)
横山 清彦さん (下和田北・下和田南の一部)
竹田 和子さん (馬頭東・馬頭西)
古山 章さん (佐沢上・佐沢下・南佐沢)
柴田千代子さん (下町の一部)
細越 隆さん (共栄・上平柳)
増川 京子さん (沢口の一部)
須藤のり子さん (沢口の一部)
安房 雄一さん (元山崎・駅東)
大河原美津子さん (主任児童委員 高島・二井宿地区)
小林 美幸さん (主任児童委員 亀岡・和田地区)

※ () 内は担当区



直江 博美
☎(52)4575
桜木町・幸町一
・幸町二



阿部 八重子
☎(52)2187
大町三



井田 操子
☎(52)0630
大町二・横町



金子 京子
☎(52)2345
大町一



高梨 健一
☎(52)2921
元町・元町三



加藤 美恵子
☎(52)1476
荒町一・二



菅原 徳幸
☎(52)3637
北目



武田 浩司
☎(52)2683
幸町三



森谷 博子
☎(52)3654
駄子町・蛭沢
・入蛭沢



大河原 清雄
☎(52)2681
鳥居町



土屋 恒美
☎(52)1595
安久津一・二



木村 達彦
☎(52)0882
緑町・青葉町



日詰 徳雄
☎(52)2766
御入水



菅野 美和子
☎(52)3860
旭町



木村 賢治
☎(52)0330
金原湯在家・
熊の前・新田



渡部 一博
☎(52)1895
塩森・飯森



高橋 正明
☎(52)3925
泉岡



土屋 英子
☎(52)2580
高安・小郡山



小梁川 三枝子
☎(52)4153
弥生町
(13~33組)



高橋 和義
☎(52)2258
弥生町
(1~12組)



齋藤 好太郎
☎(52)1018
中



島津 美和子
☎(52)2994
筋



齋藤 富美子
☎(52)0930
下宿・田沢



宇佐美 光美
☎(52)1025
上宿



佐々木 一
☎(52)0975
上駄子町・弁天前

高畠地区
〔20人〕

氏名(敬称略)
自宅電話番号
担当地区

民生委員・児童委員

二井宿地区
〔6人〕



酒井 啓子
☎(52)2347
竹上・竹中・
竹下・竹向



石山 久男
☎(52)1193
根岸



井上 泰男
☎(52)4532
日向・大笹生・
細越・山越



嶋津 一
☎(52)1394
時沢・野手倉

屋代地区
10人



市川 喜栄子
☎(52)3437
入



後藤 功一
☎(52)3617
相森



御田 伸一
☎(52)0817
三条目



近野 俊信
☎(52)0885
館の内・桐町・
山崎・柏木目



小関 健二
☎(52)2784
東本町・西本町・
川沼



加藤 富士子
☎(52)2266
大新・中才



柴田 昇
☎(52)0472
深上・西館・
中組・砂押



近野 恭博
☎(57)3708
露藤上・中・下



近野 八重子
☎(57)2880
入生田西



近野 久美子
☎(57)2945
入生田南



渡部 久一
☎(57)2284
亀岡四・入生田北



山木 恵子
☎(52)1915
亀岡一・二・三・
文殊ヶ丘

亀岡地区
7人



渡部 信子
☎(56)2136
川北上・下



鈴木 和夫
☎(56)2054
両組



中川 正子
☎(56)2379
上和田一・二・三

和田地区
10人



川村 千鶴子
☎(57)2618
船橋



安孫子 久
☎(56)2565
中島南・北



渡部 昭二
☎(56)2068
馬頭東・西



濱田 和弘
☎(56)2939
下和田北・
下和田南 (3・4組)



皆川 美知子
☎(56)2210
下和田12・
下和田南 (1・2組)



二瓶 ひろみ
☎(56)2457
元和田北・西



平 京子
☎(56)2678
中和田東部・西部



武田 恵吉
☎(56)2367
海上小倉・立石



金子 光子
☎(57)4473

下町 (9～13、16～22、24、25、99組)



山口 伸治
☎(57)2312

下町 (1～8、14、15、23組)



落合 雅幸
☎(57)3228

家中・仲町・宮町



木村 忠広
☎(57)2245

三軒屋・上町

糠野目地区
15人



富士川 麗子
☎(56)2287

佐沢上・佐沢下・南佐沢



佐藤 宗治郎
☎(57)4191

元山崎・駅東



佐藤 敏朗
☎(57)4562

駅前



富樫 信宏
☎(57)3852

沢口(11～24組)



近野 こみち
☎(57)2278

沢口(1～10、25、26、99組)



小関 泰一
☎(57)2095

小其塚・蛇口



吉田 健一
☎(57)3777

上平柳・共栄



鈴木 宮夫
☎(57)3357

上山崎・若葉平・前山駅東団地



竹田 眞知子
☎(57)3281

中瀬・石岡



竹田 久恭
☎(57)2307

津久茂・夏刈



稲村 友子
☎(57)3030

西町



斎藤 一夫
☎(57)4328

本町

問題解決に向けて、窓口となる機関やサービスなどを紹介いたします。
また、民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、個人のプライバシーは厳重に守られます。安心してご相談ください。

秘密は守ります
お気軽にご相談ください

福祉に関する困りごとや心配ごと、生活の中で気になっていることがあったら、地区の担当委員にお気軽にご相談ください。

子どもの生活に関することを専門的に担当します



菅野 千鶴子
☎(52)0963

高島・二井宿



平間 潤子
☎(57)4148

亀岡・和田



高橋 律子
☎(52)0740

屋代・糠野目

主任児童委員





事業主のみなさまへ
令和2年度(令和元年分)
「給与支払報告書」の
提出期限は
1月31日(金)です。

申告をお願いします

そもそも申告って？

さまざまな税ごとに決められた申告期間がありますが、今回申告していただくのは、令和2年度の町・県民税算出に必要な、令和元年中の所得金額等についてです。適正な課税のため、申告が必要な方は必ず期限までに申告してください。

問合せ先／
町税務課住民税係
☎(52) 4 4 7 7

■申告書の提出が必要な方

◆対象は、令和2年1月1日現在、高島町内に居住していて、収入があった方です。収入の種類によって申告が必要な場合が異なりますのでご確認ください。

確：確定申告

平成31年・令和元年中に
収入があった場合

公的年金等による収入のみの方

医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける場合は申告が必要です

確：公的年金収入が400万円を超える場合

営業・農業・不動産・配当・譲渡などの
その他の収入があった方

自営業などにより、上記の収入がある場合や、給与・年金以外に上記収入があった場合に申告が必要です

確：給与または年金以外の所得が20万円を超える場合

給与収入のみの方

給与収入のみで、平成31年・令和元年の途中で退職し、再就職しなかった方

2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない方

給与収入のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方（提出されているか不明な場合は、勤務先で確認ください。）

平成31年・令和元年中の
収入がない場合

いずれかに該当すれば申告が必要です。

①前年まで申告すべき収入があり、申告書が送付されている方

②年金免除申請・児童手当受給・公営住宅入居などの手続きのため、税証明が必要な方

■申告書を提出しなくてもよい方

◆税務署に令和元年分の所得税の確定申告書を提出した方

◆給与収入のみの方で、勤務先で年末調整が済み、勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方（提出されているか不明な場合は、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。）

■申告は郵送が便利です

申告書を作成し、マイナンバー確認に必要なものと、必要書類を添付して町税務課に郵送してください。

■申告書の送付について

申告書は、昨年の申告状況をもとに送付しています。昨年と収入の状況が変わった方は、申告書が届かなくても申告が必要な場合がありますので、今一度ご確認ください。

【申告書が送付される方】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告のお知らせが送付されない見込みの方で、一定の要件にあてはまる場合に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった方には送付いたします。

■申告書の送付時期／1月下旬

【申告書が送付されない方】

・主に、前年の申告内容が次のような方です。

- ①無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養)
- ②年金収入のみで申告書を提出していない方
- ③給与収入のみで住民税が給与から差引きされている方

※町ホームページから申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合は、町税務課までご連絡ください。

■申告相談に必要なもの

相談会場で申告する場合は以下のものをお持ちください。

【本人が申告書を提出する場合】

- 申告書 印鑑 マイナンバー確認に必要なもの
- 所得が確認できるもの
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など
- 所得控除の資料となるもの
医療費控除の明細書、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手帳等の福祉手帳 など

※所得や控除の証明書は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に収入があったもの、支払を行ったものが対象となります。

【代理人が申告書を提出する場合】

- ①申告者のマイナンバー確認に必要なもの
- ②代理権を確認できる書類
(同一世帯員の場合は不要です)委任状等。
- ③代理人の身元確認書類またはマイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーと身元の確認に必要なもの

マイナンバー
カードを

→ 持っている



マイナンバーカードだけで
マイナンバーの確認と身元確認ができます。

→ 持っていない



マイナンバー確認書類と身元確認書類が必要。

マイナンバー確認書類

- ・通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し
などのうちいずれか一つ



身元確認書類

- ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート・身体障害者手帳
- ・在留カード などのうちいずれか一つ

※写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行う場合は2種類以上必要です。

令和2年度分 申告相談日程表

問合せ先/町税務課住民税係 ☎(52)4477

混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定させていただいております。ご確認のうえおいでください。
指定された日でない日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。

▶場所/町中央公民館大会議室（2階）

▶開始時間/8時30分

※冬期間につき、大型除雪車による早朝作業を行っています。安全な作業のため、**8時前のご来場はご遠慮**ください。

月日	曜日	午前部		午後部		地区
		受付時間/8時30分から11時まで 申告相談/8時45分から		受付時間/正午から15時まで 申告相談/13時から		
2/10	月	給与・年金のみの所得者で、還付申告（医療費控除等）のある人の受付となります。				全地区
12	水	大町一・大町二		大町三・横町・桜木町		高 畠
13	木	北目・緑町		荒町一・荒町二・塩森・飯森		
14	金	鳥居町・高安		安久津一・安久津二		
17	月	旭町・小郡山		幸町一・幸町二・幸町三		
18	火	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町		御入水・青葉町		
19	水	駄子町・蛭沢・入蛭沢		弥生町		
20	木	泉岡・元町三		時沢・野手倉・大笹生		
21	金	柏木目・三条目・川沼		西館・東本町・西本町		屋 代
25	火	竹中・竹下・竹向・深上		根岸・竹上		
26	水	日向・細越・山越・中才		中組・砂押・大新		
27	木	館の内・糶町・屋代山崎		相森		
28	金	露藤上・露藤中・露藤下		亀岡一・亀岡二・亀岡三		亀岡
3/1	日	休日相談 全地区対象の受付となります。				全地区
2	月	亀岡四・入生田南		入生田西・入生田北		亀岡
3	火	中島南・中島北・船橋・文殊ヶ丘		下和田12・下和田北		和 田
4	水	下和田南・馬頭東・馬頭西		佐沢上・佐沢下・南佐沢		
5	木	上和田第一・上和田第二・上和田第三		川北下・元和田北・元和田西		
6	金	海上小倉・中和田東部・中和田西部		両組・川北上・立石		
9	月	共栄・蛇口・津久茂		本町・石岡		糠 野 目
10	火	上平柳・西町		沢口		
11	水	上町・仲町・元山崎		下町		
12	木	三軒屋・宮町・家中・夏刈		小其塚・駅前		
13	金	中瀬・上山崎・若葉平・駅前		上駄子町・弁天前・下宿		
16	月	上宿・田沢・筋		中・入		

※3月1日(日)は休日相談いたします。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されますので予めご了承ください。

税務署からのお知らせ

米沢税務署でも、所得税の確定申告書作成指導会場を開設しています。平成31・令和元年中、新たに住宅を取得した方を対象にした住宅借入金等特別控除相談会も開催されますのでご利用ください。

内容	開設日時	場所
確定申告書作成指導会場	2月17日(月)～3月16日(月) 9時～16時 ※土日除く	フジワビル3階
住宅借入金等特別控除相談会	2月13日(木)・14日(金) 9時～15時	米沢市門東町1-1-5

▶問合せ先/米沢税務署 ☎(22)6320
 ※音声案内に従い2番を選択してください

ご利用ください！

国税庁ホームページ
 「確定申告書等作成コーナー」

自宅などで申告書を作成し、郵送またはe-Tax等で確定申告書等を提出することができます。

台風19号により被害を受けた方の町県民税・所得税申告について

閩町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

台風19号により住宅や家財等生活に必要な財産に被害を受けられた方は、町県民税や所得税の軽減を受けられる場合があります。下記の日程で申告事前相談会を開催しますので、予約の上ご相談ください。

○期日／1月21日(火)～23日(木) 混雑緩和のため予約制

回	相談時間 (各回 40分)	地区指定
①	9時30分～10時10分	21日 高畠・二井宿・屋代
②	10時15分～10時55分	22日 亀岡・和田
③	11時～11時40分	23日 糠野目
④	13時30分～14時10分	全地区対象
⑤	14時15分～14時55分	
⑥	15時～15時40分	

○場所／町中央公民館 201 研修室

○持ち物／

- ・被害を受けた資産、取得時期、取得価額のわかるもの
- ・被害状況がわかるもの (り災・被災証明書の写し等)
- ・修繕した費用がわかるもの (領収書等)
- ・保険金等で補填される金額のわかるもの

事前相談会

申告書を作成するものではなく、損害額を算出するものです。

事前相談会で算出した損害額を基に後日、町県民税申告書または確定申告書の作成が必要です。

※申告期は大変混み合います。

事前相談会を利用し、申告期前に雑損控除等の計算書作成をおすすめします。

計算の結果、軽減を受けられない場合もありますので、ご了承ください。

医療費控除にお使いください～年間の医療費のお知らせの発行～

閩町町民課医療給付係

☎(52) 1 3 2 7

高畠町国民健康保険では、健康や医療費について関心をお持ちいただくとともに、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくため、2か月に一回はがき形式で医療費の額についてお知らせしております。

今回、はがき形式の医療費のお知らせとは別に、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行いたします。発送は2月上旬を予定しています。

お知らせの対象期間は、平成30年11月から令和元年10月診療分までとなります。

以下のような場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合 (令和元年11月、12月診療分等)
- ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
- ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追記が必要な場合

▶医療費控除の申告に関する問合せ
町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7

〒999-9999 山形県東田川郡高畠町大字高畠000番地
高畠 太郎 様

<p>カスターマーコード №. 99999 XXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>国民健康保険の医療費のお知らせ</p> <p>あなたのご家庭で病気や負傷のために国民健康保険で受給された医療費をお知らせします。 ご家庭の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康管理に対する関心を高めていただくとともに、健康な家庭をつくるための参考にさせていただければ幸いです。</p> <p>【お問い合わせ先】 〒992-0392 山形県東田川郡高畠町大字高畠436番地 高畠町 町民課 医療給付係 TEL 0238-52-1327</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>医 院 番 号</td> <td>高畠町</td> </tr> <tr> <td>被保険者証記号・番号</td> <td>628・12345</td> </tr> </table> <p>このお知らせは、 ・医療費や保険料(税)の請求書ではありません。 ・医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。 ・平成30年11月から令和元年10月までの1年間にかけた医療費を表示しています。 裏面もご覧ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>医療を受けた方</th> <th>医療機関等の名称</th> <th>受診年月日</th> <th>医療費の区分</th> <th>日数(日)</th> <th>医療費の総額(円)</th> <th>支払った医療費の額(円)*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高畠 太郎 様</td> <td>〇〇病院</td> <td>30/12</td> <td>内科入院</td> <td>10</td> <td>682,000</td> <td>35,468*</td> </tr> <tr> <td>高畠 太郎 様</td> <td>〇〇病院</td> <td>30/12</td> <td>食事</td> <td>30</td> <td>20,000</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>高畠 太郎 様</td> <td>〇〇病院</td> <td>31/01</td> <td>内科通院</td> <td>3</td> <td>37,365</td> <td>11,208</td> </tr> <tr> <td>高畠 花子 様</td> <td>〇〇眼科</td> <td>31/03</td> <td>眼科通院</td> <td>2</td> <td>14,935</td> <td>4,479</td> </tr> <tr> <td>高畠 花子 様</td> <td>〇〇調剤</td> <td>31/03</td> <td>調剤</td> <td>2</td> <td>3,255</td> <td>975</td> </tr> </tbody> </table>	医 院 番 号	高畠町	被保険者証記号・番号	628・12345	医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月日	医療費の区分	日数(日)	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)*	高畠 太郎 様	〇〇病院	30/12	内科入院	10	682,000	35,468*	高畠 太郎 様	〇〇病院	30/12	食事	30	20,000	6,300	高畠 太郎 様	〇〇病院	31/01	内科通院	3	37,365	11,208	高畠 花子 様	〇〇眼科	31/03	眼科通院	2	14,935	4,479	高畠 花子 様	〇〇調剤	31/03	調剤	2	3,255	975
医 院 番 号	高畠町																																														
被保険者証記号・番号	628・12345																																														
医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月日	医療費の区分	日数(日)	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)*																																									
高畠 太郎 様	〇〇病院	30/12	内科入院	10	682,000	35,468*																																									
高畠 太郎 様	〇〇病院	30/12	食事	30	20,000	6,300																																									
高畠 太郎 様	〇〇病院	31/01	内科通院	3	37,365	11,208																																									
高畠 花子 様	〇〇眼科	31/03	眼科通院	2	14,935	4,479																																									
高畠 花子 様	〇〇調剤	31/03	調剤	2	3,255	975																																									

<p>医療費控除見込額 (031.1～01.10)</p> <p>16,662 円</p>	<p>医療費の総額の合計(円)及び支払った医療費の額の合計(円)</p> <p>757,540 58,362</p>
---	--

介護保険による医療費控除について

町民課介護保険係

☎(52) 1 2 8 8

◎介護保険サービスの利用料が医療費控除の対象になる場合があります

平成31年1月から令和元年12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になる場合がありますので、ご確認ください。

介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

◆特別養護老人ホームをご利用の場合

介護保険利用者負担分（1割または2割または3割）および食費・居住費負担分として支払った額の2分の1相当額

◆介護老人保健施設および

介護療養型医療施設をご利用の場合

施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料（診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限ります）

◆在宅サービスをご利用の場合

居宅サービス計画にもとづいて利用した、下記の居宅サービスでの自己負担額

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）

▶左記のサービスと併せて利用のもの

- ・訪問介護（生活援助中心型を除く）
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・小規模多機能型居宅介護支援
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

<控除の受け方>

確定申告の際に「医療費控除の明細書」を作成し添付するか、支払った領収書を添付してください。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象になる医療費の額が記載されています。

◎おむつ使用証明書が町役場で発行できます

おむつ代について医療費控除の手続きをするには、医師による「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、2年目以降の手続きで介護保険における要介護認定を受けている人については、下記の条件に該当すると、医師による「おむつ使用証明書」に代えて、町で証明書（1通400円）を発行することができます。

▶発行条件

介護保険要介護認定で使用する主治医意見書（①～③すべてに該当するもの）

- ①平成31年1月1日以降に作成されたもの
- ②障がい高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）がB1以上
- ③尿失禁発生の項目が記載されたもの



※介護保険の有効期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書となります。

▶交付申請先／町民課介護保険係

固定資産税 償却資産 について No.3

▶問合せ先/町税務課資産税係 ☎(52)2078

所得の申告とは別に
「償却資産申告書」の提出が必要です

申告期限 / 1月31日(金)

※申告期限日の前後数日は、窓口が混み合います。
事務処理の関係上、早めにご提出いただくよう
お願いします。

高島町内に償却資産を所有する方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告する必要がある方には、既に申告書を郵送していますが、初めて申告する方や申告用紙等が不足した場合など、ご不明な点は町税務課資産税係にお問い合わせください。

申告する必要がある方

令和2年1月1日現在において、事業（営業、農業、不動産業など）を行ううえで、使用できる償却資産を所有している個人や法人です。現に使用していなくても、事業で使用する目的をもって所有され、かつ、事業で使用することができる状態であれば、申告が必要です。また、償却資産を共有している場合は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、**共有者全員の連名**で申告してください。

申告の方法および提出書類

○印が提出書類です。

区分	対象者	提出書類		
		申告書	種類別明細書	細目一覧表
初めて申告する方	①平成31年・令和元年中に高島町内で事業を始めた方またはリース資産を設置した方 ②今まで申告をしていない資産がある方	○	○ 賦課期日(1月1日) 現在、高島町内に ある全ての事業用資産	/
	③該当資産がない方 ※該当資産がない方は、申告書「18.備考」欄にある「該当資産なし」を○で囲んでください	○	×	/
前年度申告した方	①申告資産に増減・変更がある方 ・平成31年1月2日から令和2年1月1日の間に取得した資産または減少した資産 ・申告もれ資産 ・その他変更があった資産	○	○	○ 平成31年1月1日 現在所有の資産が印 字されたもの
	②申告資産に増減・変更がない方	○	×	○
	③廃業・解散・転出等をした方 該当資産がない場合 ※申告書「18.備考」欄に「廃止・解散・転出等」の旨と、その年月日をご記入ください	○	×	○

実地調査について

- ①申告書受付後、確認作業の一環として実地調査を行うことがあります。調査にあたって、所得申告書添付書類（減価償却資産の計算書等）の写しの提出をお願いすることがあります。
- ②前年度に申告もれの資産があった場合や申告した内容に誤りがあった場合には、速やかに過年度分の修正申告をお願いします。
- ③過年度にわたって税額に変更が生じる場合は、最大5年間に遡及して税額を更生します。

お知らせ

競争入札参加資格審査申請の手続きについて

町企画財政課

☎(52) 4 4 7 6

高 島町における 2020(令和2)年度の競争入札等に
高 参加を希望し、競争入札参加資格審査申請をしていない人は、登録(追加)の手続きが必要となります。右記により申請書を提出してください。

詳しくは、町企画財政課に「競争入札参加資格審査申請書提出要領」を用意しておりますので、ご利用ください。町HPでも確認することができます。

- ▶受付期間 / 2月3日(月)～14日(金) 土日祝日を除く
※郵送の場合は当日消印有効
- ▶受付時間 / 9時～正午、13時～16時
- ▶受付場所 / 町企画財政課(2階)
- ▶町HP / <https://www.town.takahata.yamagata.jp>

募 集

奨学金の返還を支援します

町企画財政課企画調整係

☎(52) 1 1 1 2

若 者の定着・回帰を促進するため、町では山形県と連携して奨学金の貸与を受ける大学生等に対し、奨学金の返還支援事業を実施します。卒業後、町内への居住や就業等が要件となります。助成金額は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還として支払います。本人にはお支払いいたしません。

▶募集人数 / 4人程度。審査結果は令和2年3月末までに文書で通知します。

▶募集締切 / 2月13日(木) 17時 ※郵送の場合は必着

▶助成金額 / 助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

(例) 4年制大学を卒業した場合：

26,000円×48か月=1,248,000円を上限に支援

※高島町以外の県内に居住した場合は助成金額が2分の1に減額となります。

▶応募方法 / 次の書類を町企画財政課へ持参するか郵送により提出してください。すでに奨学金貸与を受けている人と奨学金貸与を受けることが決定している人は①と④を、大学等へ入学後に貸与を受けることを予定している人は①～③を提出してください。

▶対象 / 次の項目全てに該当する人

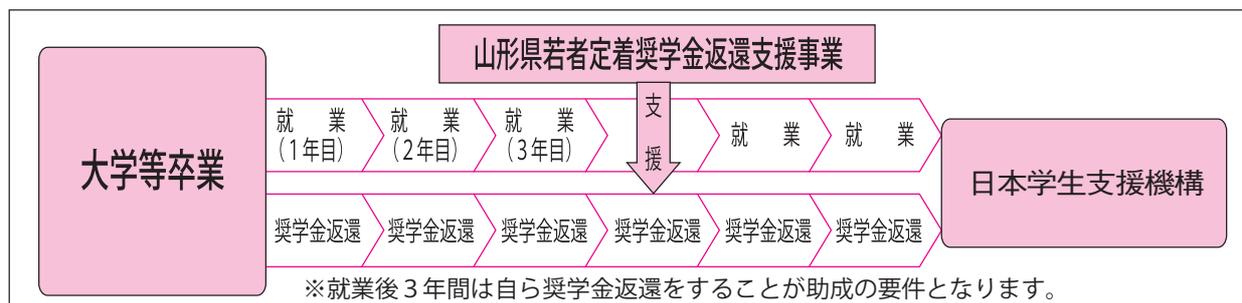
- ①山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度卒業見込み、または、卒業した人
- ②大学、大学院修士課程、高等専門学校(第4学年以上)、短期大学または、専修学校専門課程(以下「大学等」という)に来年度進学予定または在学する人
- ③日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を希望する方または貸与を受けている人
※第二種奨学金(有利子)についても対象となる場合がありますので、お問い合わせください。
- ④大学等を卒業後6か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの人
- ⑤次の対象産業分野への就業を希望する人
ア. 商工分野 イ. 農林水産分野 ウ. 建設分野
エ. 医療福祉分野(医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く)

①助成候補者認定申請書(様式は当方で指定しますのでお問い合わせください)

②成績証明書(今年度高校卒業見込みの人は高校の成績証明書、大学等に在学中の方は大学等の成績証明書)

③家計支援者の所得に関する証明書の写し

④予約採用決定通知書または奨学金貸与証明書の写し
※この他にも様々な条件がありますので、事前にお問い合わせください。



お知らせ

地域福祉シンポジウム 立教大学連続講座(第1回)開催

町福祉課 地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

昨年度、第4次高島町地域福祉計画・高島町地域福祉活動計画を策定しました。これから町のみなさんと共に福祉について考え、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるために「地域福祉シンポジウム」を開催します。

- ▶日時／2月2日(日) 13時30分～15時45分
- ▶場所／屋代地区公民館 多目的ホール
- ▶内容／基調講演、パネルディスカッション
- ▶申込／1月24日(金)まで電話でお申し込みください。

お願い

2020 農林業センサス協力をお願い

町総務課情報統計係 ☎(52) 1 7 3 4

この調査は、わが国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。調査の対象となる方には統計調査員がお伺いしています。この調査はその結果が農政の重要な指針となりますのでご協力をお願いします。

- ▶対象／農林業を営んでいるすべての経営体（農家、林家、会社、集落営農など）
- ▶基準日／2月1日

お知らせ

プレミアム付商品券について

町商工観光課 ☎(52) 2 0 1 9

◎購入引換券をお持ちの人へ

プレミアム付商品券は、お住まいの地区の郵便局にて販売しています。(例：高島地区在住の人は高島郵便局、和田地区在住の人は中和田郵便局)

- ▶販売期間／2月28日(金)まで

購入を予定している人は、お早めにお買い求めください。購入引換券発行後に、町内の他の地区に転居された場合、転居前の郵便局にて購入してください。

◎交付申請書が届いた人へ

11月29日をもって、プレミアム付商品券購入引換券の申請期限は終了となっておりますが、諸事情等により申請書の提出ができなかった人は、町商工観光課までご相談ください。

お知らせ

山交路線バス運行終了します

【該当区間】米沢駅—高島町役場前(馬頭経由)

町企画財政課 ☎(52) 1 1 1 2
山交バス 米沢営業所 ☎(22) 3 3 9 2

山交バスで運営する上記区間の路線バスは、ご利用状況に鑑み、令和2年3月末日をもちまして運行を終了することになりました。なお、11月号でお知らせした「米沢駅—糠野目(窪田経由) ※冬期間のみ」は、冬期間(12月1日～3月末)のみ今後も継続して運行することになりましたので、訂正してお知らせします。今後は、どなたでもご利用いただけるデマンド交通をご利用ください。

定期券の払戻し等は山交バスへお問い合わせください。

募集

『看護師等奨学資金』の貸付を行います

町公立高島病院総務課 ☎(52) 1 5 0 0

公立高島病院では、看護師等の養成施設に在学する人へ月額7万円の奨学資金の貸与を行います。

- ▶応募資格／次の要件をすべて満たす人
 - ①看護師等養成のための学校もしくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学している、または在学が決定した人
 - ②養成施設を卒業後直ちに公立高島病院に看護師として勤務する意思を有する人
 - ③同種の奨学資金の貸付けを受けていない人
 - ④奨学資金の貸付決定を受けてから10日以内に、連帯保証人(父母も可能)を立てられる人
- ▶募集人員／2人
- ▶募集期間／1月16日(木)～2月19日(水)
- ▶選考方法／1次選考：書類審査、2次選考：個別面接
- ▶貸与金額／月額70,000円(無利子)
- ▶貸与期間／原則として、令和2年4月から養成施設を卒業する月まで、四半期ごとに貸付けます。
- ▶応募方法／必要書類を郵送または持参してください。

【提出書類】

- ①看護師等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)
 - ②履歴書
 - ③成績証明書(養成施設または最終出身校のもの、発行3か月以内)
- ※①②は病院ホームページからダウンロードできます。

お知らせ

冬の生活を支援します

圃町福祉こども課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

冬の生活応援事業助成金の手続きはお済みですか？町では、対象と思われる世帯へ申請書を送りしております。手続きがお済みでない方は至急手続きください。

- ▶**対象世帯**／令和元年度の町民税が非課税世帯で、10月1日現在町内に住所を有し、右記のいずれかの世帯に該当し、実際にその住宅で生活している世帯。
- ▶**申請方法**／申請書に記入押印のうえ、福祉こども課へご提出ください。(郵送可)
- ▶**申請締切**／1月17日(金)
- ▶**助成内容**／申請書を審査のうえ、該当する世帯に5,000円を支給します。(世帯主口座へ振込みます)

高齢者世帯

65歳以上の人のみで構成される世帯

障がい者世帯

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を所持している人がいる世帯

ひとり親世帯

- ① 18歳以下の子どもを有する父または母のみの世帯
- ② 両親が死亡もしくは行方不明等の理由にある18歳以下の子どもとその養育者で構成される世帯

お知らせ

除雪費の一部を助成します

圃町健康長寿課高齢者支援係 ☎(52) 4 4 7 8

白力で除雪作業ができない高齢者世帯等を対象に、他の人へ有償で依頼した場合、除雪支援金を交付します。

- ▶**対象世帯**／次の(1)～(3)全てに該当する世帯
 - (1) 世帯全員が高島町に住所を有すること
 - (2) 次のいずれかに該当する世帯
 - ① 満65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ② 身体障がい者で構成される世帯
 - ③ 身体障がい者および満65歳以上の人で構成される世帯
 - (3) 前年の収入が、一人世帯120万円、二人世帯180万円、三人目から60万円を加算した金額以内
- ▶**支援金額**／
 - ① 屋根の雪下ろし・屋根からの落雪の除雪
上限額 30,000円
 - ② 玄関前から公道までの除雪
30分あたり550円以内
 ※上限額①と②合わせて35,000円
- ▶**申請方法**／申請書、除雪実施明細書、課税台帳閲覧承諾書、振込口座が分かるもの(通帳等のコピー)を、民生委員を通じて健康長寿課(げんき館内)に提出してください。申請書は福祉こども課(役場内)および健康長寿課にございます。申請はその都度ではなく、冬期間終了後、一括して申請してください。
- ▶**申請締切**／3月9日(月)

注意

冬の事故にご注意を！

圃町総務課危機管理係 ☎(52) 3 7 4 4

雪下ろしや機械除雪作業は事故が発生しやすく、特に高齢者が事故に遭うケースが多くなっています。雪下ろし中、機械除雪中の危険を理解し、安全に作業を行いましょう。

◆安全な機械除雪作業のポイント◆

- ◎ 作業中は周りに人がいないことを確かめる
- ◎ 除雪機のシュート詰まりには、必ずエンジンを停止して雪かき棒で行う
- ◎ 作業時以外は、エンジンを停止する
- ◎ 屋根からの落雪にも注意する
- ◎ 後進時は、後方の障害物、段差、崖にも注意



◆安全な雪下ろしのポイント◆

- ◎ 作業は二人以上で行う
- ◎ ヘルメットを着用するなど安全な服装で
- ◎ はしごは、しっかり固定
- ◎ 高所作業(2m以上)では命綱は必須
- ◎ 道具は使いやすいものを
- ◎ 気温が高い時は、屋根の雪のゆるみに注意
- ◎ 体調管理は万全に(準備運動で体を温め、早めの水分補給)